

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業会計規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条く第十九条の二の二（略）</p> <p>（特定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</p> <p>二 データ伝送役務</p> <p><u>三 専用役務</u></p> <p>（特定電気通信役務の種別）</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの</p> <p>第十九条の五く第七十条（略）</p>	<p>第一条く第十九条の二の二（略）</p> <p>（特定電気通信役務の範囲）</p> <p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、次に掲げるもの以外のものとする。</p> <p>一 電話及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</p> <p>二 データ伝送役務</p> <p>（特定電気通信役務の種別）</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）のみを用いて提供されるもの</p> <p><u>三 専用役務</u></p> <p>第十九条の五く第七十条（略）</p>

○電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行							
別表第二（第5条、第6条及び第16条関係） 財務諸表様式					別表第二（第5条、第6条及び第16条関係） 財務諸表様式							
様式第1～様式第13（略）					様式第1～様式第13（略）							
様式第14					様式第14							
指定電気通信役務損益明細表					指定電気通信役務損益明細表							
事業者名					事業者名							
年 月 日から					年 月 日から							
年 月 日まで					年 月 日まで							
(単位 円)					(単位 円)							
役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘要	役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘要	
指定電気通信役務	特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				特定電気通信役務	音声伝送役務	基本料			
			市内・市外通信						市内・市外通信			
			公衆電話						公衆電話			
			その他						その他			
			小計						小計			
	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	FTTHアクセスサービス					特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	専用役務				
		専用役務						FTTHアクセスサービス				
		その他						その他				
		小計						小計				
	小計						小計					
指定電気通信役務以外の電気通信役務					指定電気通信役務以外の電気通信役務							
合 計					合 計							
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)							

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(電気通信事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄については、F T T Hアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略することができる。
- 3 前項の規定に基づき、この省令による改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の表特定電気通信役務以外の指定電気通信役務の欄についてF T T Hアクセスサービスの欄及びその他の欄の記載を省略する場合は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第二十七号）による改正前の電気通信事業会計規則別表第二様式第14の記載上の注意2の規定は、なお効力を有する。